

ミャンマーの法曹について

～ミャンマー法令インデックスの発行にあたって～

トウレイン法律会計事務所
春日 忠

過去 10 年間の私の主眼としてきた点は、ミャンマーの現に効力を有する法律の新規立法と改廃についてでありました。当初は、政府の担当官などから「法律は国家機密だから」などと言う、訳の分らない答えでもって『ミャンマーは、武家諸法度の世界か?』などと考えてしまうことも度々ではありました。

現実には、法制度と言うものは、公にその社会の住民に知らしめ、その法律の枠組みの中で、社会の統制をとり、機能的であり公平である社会行動を構築するために存在するものであります。16 世紀の社会契約論(で生まれたゴジラならぬりバイヤサンの出現)を待つまでもなく、法体系は社会集団と個々人との契約であるからです。との原則論をここで述べるつもりではありません。

さて、ミャンマーの法整備に関して言えば、10 年前に(研究と言えるほどのものでもありませんので)コレクションを開始した時から比べると、徐々に、かつ着実に(整備ならぬ)準備が整えられてきていると、思われます。特に 1996 年のミャンマー観光年とそれに続く 1997 年前後に、以前とは比較にならないほど、情報が公開されました(もっとも、外国投資の件数も額もその当時に集中していましたが)。しかしながら、ミャンマーでは、約 5 万人と言われるほど弁護士が存在するのにも関わらず、法律関係の書物の発行部数が少なく、年次で発行される各年の新規法令集についても 1000 部から 3000 部程度で、入手が非常に困難でした。

ちなみに、話が横にずれますが、ミャンマーの法曹界を覗いてみますと、ミャンマーでは、大学の法学部を卒業して直ちに修習生としての資格を得られます。即ち、日本の法曹制度と異なって、超難関と言われるような司法試験を突破する必要がありません(日本では、このままではいけないと、法科大学院の制度が始まりましたが)。この点、アメリカやドイツの法曹制度に似ていると言えるでしょう。

さて、法学部を卒業した修習生は、1年間見習い弁護士(か、見習い検事)となって、最高裁への出廷資格のある弁護士(又は検事)の元で修行します。そして、修行期間が明けると、晴れて弁護士となるのです。この段階の弁護士資格があるのが、およそ 5 万人と言われています。日本の弁護士数 1 万 2 千と比べると、人口比で単純に 10 倍の数字に上るわけです。でも、ここで注意しなければならないのは、彼は、未だ未熟者であることです(私個人の感想では、彼らは三流弁護士であって、最高裁への出廷権がありません)。日銭稼ぎのために、タクシードライバーや旅行ガイドなどのアルバイトに精を出す面々は、数知れません。

さて、弁護士資格を有してから 5 年間実務経験を積むとアドボケート(Advocate)と呼ばれる最高裁への出廷資格のある弁護士に変わります。この数が約 2 万 5 千。これでもうやく一人前です。

次に政府機関では15年間、民間では20年間アドボケートとして業務を行うと、ノータリー・パブリック(Notary Public)即ち日本語に訳すと、公証人になるわけです(日本では地方検察庁検事正や地方法務局長などを少なくとも数ヶ所経験しないと公証人にはなれません。また、日本の公証人役場が法務局に属する政府機関である反面、ミャンマーでは普通の弁護士の延長線上にあるのが大きな違いです)。で、実際にリーガル・マインド(Legal Mind = 法律的な思考方法)について、公証人 20 人を相手に面接を行ってみたところの結果は、ここでは申し上げられません。

横道に反れたついでに、法律関係書籍で、最も貴重品とされているのは、『ダンマッタ』と呼ばれるビルマ仏教徒法典(全2巻)です。次いで、最新の(50年前に出版された)ビルマ法典(全13巻)です。ビルマ法典(Burma Code)の入手方法は、高齢な弁護士の死を待つことでもあります。その価格約10万チャット。到底普通のミャンマー人が手を出せる価格ではありませんが、それでも、これが最新の六法全書(ちなみに、ここで言う六法とは、憲法(Constitution)、刑法(Criminal Code)、民法(Civil Code)、商法、刑事訴訟法(Code of Criminal Procedure)と民事訴訟法(Code of Civil Procedure)の6つの法律を集めた書籍と言う意味で、日本でのみ使われます。ちなみに、ミャンマーではハンムラビ法典を想起させる“Code = 法典”を使用していますが、これには英国の影響か憲法は掲載されていません)。これを入手しない限り(欲を言えば100年前の英語を理解しない限りは)弁護士が、六法なしに仕事をしているそのままです(念仏を唱えられない坊さんと同じです)。更に困難を極めたのが1955年以降の法律の収集です。各年で、その年に公布された法律が収録されているのですが、約50年間、途中の社会主義の革命評議会(1962年から1974年までは、3冊で済み、なおかつ国営書店で復刻版が入手できました)を除けば、虫食いだらけの書籍を、古書店を歩き回って、倉庫に立ち入らせてもらい、又は知り合いの弁護士に拝借したりして、ようやく現在までの10年間で48年分のコレクションが完成した次第です(日本で考えれば、六法全書なんかそこの少し大きな書店で数千円で購入できるのに、10年かかって、個人商店主としては眼の飛び出る数千ドルを注ぎ込んで、未だ揃え切れていないのは、げに恐ろしき状態です)。

ただ、前述した通り、1996年から1997年前後に、大きな躍進があって、1998年には司法長官事務室から、1997年現在に効力を有している法律のリストが出版され(この時には、当然ながら、最新の1954年版の六法全書の約半分が使用できなくなっていたので顔が真っ青でしたが)、次いで1955年から1961年までの法律・規則集が随時各年毎の出版がなされ、加えて、1988年以降の英訳の法律・規則集が出版され始めるなど、かなり、私個人としては、重労働から開放されたつもりでいました(残念ながら、これらの書籍も、現在は収集困難です)。

さて、本題に戻りますが、山に分け入ったと仮定すると、山を法体系そのものと考えたと、憲法は土壌であり、法律とは、木の幹であります(ちなみに、山そのものは、ユングの分析心理学ではありませんが、人間としての深層心理や社会集団としての深層心理がこれにあたります)。木には当然ながら枝もあり葉もあり、時には花を咲かすこともあります。これらの枝が、判例(裁判の前例)や規則(ルール)や手続であり、葉や花が告示や命令、通達という形となって現れてきます。

ミャンマーは、日本と異なってイギリスの植民地時代を経験して、その時代に近代法体系が移植されました。日本がドイツ(から憲法)やフランス(から民法)を学んで、法学の用語では大陸系の成文法体系(=文章になっている法律を法律とする)に対して、英米系の慣習法体系(Common Law System = 習慣や判例なども法律と見なす)を採っている分、草花が多く茂っているようにも見られます(逆に言うと理解に苦しむ事が多いように)。これは、ミャンマー法例(Myanmar Laws Act.)第3条でも、「ビルマ仏教徒に関してはビルマ仏教徒の慣習法に従う」とも、契約法でも、「慣習法を補完する意味に於いて」と、明文化されています。ちなみに、法例と言う名前の法律は珍しいと思われるかもしれませんが、「他の法律との調整を行う法律」という意味で、私個人としても日本で「法例」という名称の法律を頻繁に引用していました。

ここで、近代法の基本的な知識ですが、法体系と呼ばれる体系の頂点には、憲法があります。その国の法律全てが、憲法に違反する事ができない、キリスト教で言う聖書のようなものです。そして、法律に基づいてそれぞれ規則や規定、手続や通達などが発せられます。ただ、憲法は国民の総意に基づいて制定されるものですし、法律は渡し達が選んだ代表者(国会議員)に決めてもらうわけですから、普通の人々もが従わなければなりません。規則や規定はと言うと、普通は行政官庁が決めるものですから、法律から権限の委譲が行われない限り(つまり法律に違反してはならないと言うことです)普通の人々が従う必要は、(ミャンマーでは何とも言えません)!

今回のミャンマー法令インデックス(法令は、ハウレイでも、法律と命令という意味です)の編纂の端緒は、日本ではあり得ないことですが、命令で法律が廃止されている状態を異常に思ったからです。実際に現在ミャンマーで1974年のビルマ社会主義共和国憲法が失効してから16年にもなると言われております。ただ、法律の条文で憲法の効力を停止させることは、違憲になって無理ですし、“だったらどうして、いつ、なんで”との疑問から発生した部分もあります(それ以上に、身を慎んで手持ち無沙汰だったせいもあります)。とにかく、幹から枝に、枝から葉に収集対象を移してみようと思ったわけです。残念ながら、現在まで憲法失効の方法を解明できないでおります(本当は、これは大変な事ですよ。土壌のないところに木が生えているのと同じですから)。

と言うことで、枝や幹の部分まで観察するための、地図(法令インデックス)の作成に取り組んだわけです。とりあえず、2004年2月時点で収集しうる限りの規則と政府公布の命令、告示、公示、更には商務(貿易)省発行の先例集(全11巻)の目録等をインデックスに編纂しました。

と、紙面が尽きかけて、ほとんど雑談になってばかりいて、全く広告にもなっていません。まあ、インデックスの売上が好調でこのコラムの反響が良好でしたら、続きを書くことにでもしますが、

とりあえず、ここまでは雑談です。広告は広告のページをご覧ください。